

最高裁家二第1130号

令和6年11月15日

高等裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長

「家事調停事件の期日間隔長期化への対応・協力庁追加ヒアリング等結果還元」について（送付）

標記の資料を別添のとおり作成しましたので、送付します。

家事調停事件の期日間隔の長期化要因に関しては、令和6年4月に、協力庁から提供いただいたデータ及び協力庁からのヒアリングの結果等に基づき、分析を行なった結果をまとめた資料「家事調停事件の期日間隔の長期化への対応・協力庁の基礎データの分析結果」をお送りしたところです。今般、改めて、協力庁に対し、その後に実施された対策や効果等について追加ヒアリング等を行いましたので、その結果等を本資料により還元します。

この資料は、期日間隔長期化への対応として各協力庁で実施している取組の具体例を紹介し、取組を実効的なものにするためのポイントをまとめたものであり、今後、各庁において期日間隔短縮に向けた検討を更に深めていただくに当たっての参考になると思われます。

つきましては、家事事件を担当する裁判官、書記官及び家庭裁判所調査官に周知していただくとともに、研修等の機会に調停委員に交付していただくなどして活用していただけけるよう、よろしくお取り計らいください。

協力庁追加ヒアリング等結果還元

令和6年11月
最高裁判所事務総局家庭局



本資料は、家事調停事件の平均期日間隔（審理期間）の長期化要因に関し、協力庁へのヒアリング等を実施した結果である。

0. 追加調査結果・本還元の概要

【協力庁における実情等】

- ◆ 全協力庁において、令和6年4月のヒアリング結果還元等を踏まえ、調停期日の短縮化に向けた取組が進められていた。
- ◆ 取組を実効的なものとするためのポイントとして、以下の①～④の点が確認できた。
 - ① 庁の実情に応じた原因分析→原因に応じた必要な対策（取組）の検討→取組の実践→効果検証→取組の改善、というプロセス
 - ② 具体的な数値目標の設定
 - ③ 特定の裁判官・書記官等による一過性の取組で終わらせないための「仕組み」作り
 - ⇒ 期日調整等を実際に担う調停委員や書記官室も含めた事務等のフローや内容を定める（ルール化する）
 - ④ 裁判官がしっかりと関与し、書記官・家裁調査官・調停委員と全体で取組を実践

【本還元の概要】

- ◆ 場面ごと（第1回期日の早期指定／第1回期日後の期日間隔の短縮／調停室の利用／その他）に取組の具体例を紹介し、上記①～④のポイントを確認

1. 第1回期日の早期指定に向けた取組

取組例等の紹介

- ①申立て～第1回期日指定（又は申立書審査開始）までの目標日数や、②申立て～第1回期日までの目標日数を設定
- 上記目標に達していない場合に、
 - ✓ 主任書記官等により把握・フォローする仕組みを設ける例や、
 - ✓ 原因分析+対策を実践している例がみられた
- 当事者が申立て時に申告した差支えの曜日を踏まえ柔軟に配てん替えをする例や、書記官室の分業制（新件処理担当・立会担当に分けローテーション）の導入を検討する例もみられた

【原因分析+対策実践の例】

- 申立て～第1回期日までの目標日数を設定
- ⇒ 平均値を検証したところ、目標未達であり、原因分析
- ⇒ 分析結果を踏まえた事務フローの見直し
 - ✓ 補正ルールの見直し（印紙・切手不足、管轄の問題に限定）
 - ✓ 期日提示までの期限・期日指定までの期限、提示する候補日（申立てからの期間上限）のルール化
 - ✓ 調停室の運用の見直し（新件指定可能な調停室の拡大）など
- ⇒ その後平均値を更に検証し、目標達成したことが判明

目標設定⇒検証・分析⇒事務の見直し（仕組み作り）⇒更なる検証を実践している好取組事例ですね

補正ルールの見直しには裁判官が
しっかり関与していることが分かりますね



2. 第1回期日後の期日間隔短縮に向けた取組(1)

- ✓ 第1回期日後の期日間隔の長期化については、「裁判所側・当事者側の心理的要因」とも密接に関わっていることがうかがわれます
- ✓ ここでは、第1回期日後の期日間隔の短縮に向けて、裁判所側の意識の変化への効果も期待できるような具体的な取組等を紹介していきます



取組例等の紹介

- 第1回期日後の期日間隔に関する目標値（1か月等）や許容幅（5～6週間まで等）を設定
- 調停委員向け次回期日調整用のペーパー（候補日・空室を記載）につき1か月以内の候補日も記載し、許容幅より先の候補日は記載しない
- 許容幅より先の期日を指定する場合のルール（仕組み）作り
【ルール例（以下のプロセスを経ることをルール化。チェックリスト化している府も）】
 - ✓ 様々な期日の選択肢（ウェブ会議、午後2枠目やより短い間隔・時間帯での期日等）の打診
 - ✓ 2期日指定の検討（2期日トータルでは長期化を回避）
 - ✓ 当事者の準備事項の再検討
 - ✓ 書記官室への相談、裁判官との評議 など

2. 第1回期日後の期日間隔短縮に向けた取組(2)

取組例等の紹介（つづき）

- 裁判所側の心理的要因へのその他の対策
 - 調停委員の意識付け
 - ✓ 研修、意見交換会等において問題意識の共有・周知
 - ✓ 調停委員向けの周知文書等の作成・配布
 - ✓ 調停委員控室に取組のポイント等を掲示
 - その他の職種：各種ミーティングや P T 等で意識付け
- 許容幅を超える期日指定をせざるを得なかった場合の要因についてアンケートを実施した例もあり

当事者側の都合が原因として多く上がる場合、調停委員の示す候補日についての検証（候補日が少ない可能性は…？）が必要かもしれませんね

【アンケートの回答で見られた許容幅超過の要因の例】

- 甲庁
 - ① 代理人の都合：約24%
 - ② 当事者本人の都合：約16%
 - ③ 資料準備等の都合：約13%
 - ④ 調停委員の都合：約13%

- 乙庁（多い原因から列挙）
 - ① 代理人・当事者の日程が合わない
 - ② 準備等の都合
 - ③ 裁判所側の都合

府ごとに実情は異なり、原因分析に応じて対策をとることが重要ですね！



2. 第1回期日後の期日間隔短縮に向けた取組(3)

【原因分析・対策実践・効果検証等の例】

- 期日間隔が特に長期化する月を分析し、3月（異動期の影響）、6月（夏季休庭の影響）、11月（年末年始の影響）に長期化することが判明
- ⇒ 分析を踏まえ、長期化傾向にある時期（6月中旬から7月下旬まで）は全件2期日指定（2期日トータルで目標達成）する取組を実践
- ⇒ 一定の効果がみられたことから、8月以降も2期日指定拡大の取組を継続
- ⇒ 更なる効果検証（調停委員のスケジュールが密になり期日指定に支障が出ていないか等）を行い、今後の運用改善等も検討

【更なる対策検討の例】

- 代理人の準備の都合により期日間隔が長期化することへの対策例
 - ✓ 準備事項のスリム化の検討（代理人も本人と同様簡易な形で主張・資料を提出してもらう工夫等）
 - ✓ 評議等による裁判官の関与により、準備事項の要否や提出時期・優先順位等を整理し長期化を回避
⇒ さらに、提出書面等に関する一般的な審理方針の書記官・調停委員との共有を試みる取組例も

2期日指定については、1期日目と2期日目の間が短くなる場合でも、その間に想定される準備事項について当事者と認識共有することで空転を避けられるとの工夫も紹介されました

第1回期日後の短縮についても、分析・対策・検証というプロセスを継続することや、取組を仕組み化することがとても重要ですね！



3. 調停室の利用等に関する取組

- ✓ 調停室については、稼働率等を分析している庁がみられましたが、その結果、調停室の不足が課題となっている庁がある一方、リアルタイムで空室を把握し有効利用できるかが課題の庁がみられました
- ✓ また、午後2枠目の稼働率の伸び悩みは多くの庁で共通してみられました



取組例等の紹介

- 調停室の利用拡大・係間の融通
 - 調停室の利用・空き状況について、M365上のExcelファイルや、Outlookにより、リアルタイムで把握・共有できる仕組みの構築・検討
- 午後2枠目の活用拡大に向けた取組や工夫
 - 適した類型を検討・整理した上で利用拡大を推進
(例) 双方代理人の事案、経済事案、成立見込みの事案など
 - 午後2枠目の上限枠数を設定し（午後1枠目のうち一定数が延長する可能性を見込んで設定）、上限枠数までは積極的に指定
- 1回当たりの調停時間の上限（目安）の設定（午後2枠目の有効活用等の前提）
 - 原則的な時間のルール化（聴取事項の整理、調停委員の意識付け等も併せて検討）
 - 原則的な時間をルール化しつつも、比較的長めの所要時間が見込まれる事案・局面については柔軟に設定（予め午後1枠目・2枠目の2枠分を確保するなど）

4. 調停委員の手持ち件数の平準化その他の取組

取組例等の紹介

【調停委員の手持ち件数の平準化等】

- 1人当たり手持ち件数の原則的な上限を設定
⇒ 手持ち件数を定期的に把握し、手持ち件数の少ない委員に対し優先的に新件を指定
- 手持ち件数の多い委員と少ない委員をペアとする工夫例も

調停委員の手持ち件数平準化の取組は、どのような基準を設けると効果が出るのか検証する必要があるとの意見や、個々の調停委員の繁忙度、心情等も考慮する必要があるとの意見もみられました



弁護士会とも現状の期日間隔の客観的状況を共有し、利用者の満足度や紛争解決機能の観点からも、改善策の意見交換等をしてみてもよいですね！

取組例等の紹介

【当事者側の心理的要因への対策】

- 弁護士会との意見交換会を実施
⇒ 期日間隔の現状・各種取組の説明や協力依頼